

平成28年度第4回大磯町自治基本条例町民委員会 結果概要

○日時 平成28年7月21日（木）17:00～18:40

○場所 大磯町保健センター2階研修室

○出席者 委員7名出席

○事務局 町民課長、町民課担当職員

○傍聴者 8名

○会議記録

1. 議題

(1) 大磯町自治基本条例町民委員会の中間とりまとめについて

【議論のまとめ】

- ・資料1の中間とりまとめを町長と議会に提出する。また、この中間とりまとめに基づき、住民参画のルールと条例改正についてこれから検討する。
- ・住民参画のルールは、ガイドラインのようなやわらかい仕様でまとめる。また、「適用除外」の表現は使わず、住民の意見に行政が回答する説明責任の姿勢を入れる。
- ・中間とりまとめの意見に対して行政が住民参画のルールや条例改正に対応した回答を作り、それが町民委員会の意見と合っているか学識経験者でチェックし、その案を町民委員会の委員全員で議論して意見を付し、町長に答申する。

◎意見交換内容

- 資料1の内容からご意見を伺いたい。開催した回ごとに、議論したまとめと箇条書きの修正要望（第1回：5項目、第2回：4項目、第3回：5項目）を挙げている。修正等があるかどうか。（委員長）
- 第3回のまとめで、理念的な条例であることから多様に解釈され、方針への参加と、事業への参加が混乱していて、何にどのように参加して何が反映されたか不明確だったことから、参加のルールをつくるべきであるという議論だった。「理念的な自治基本条例の修正とともに、住民参加のルールづくりを検討すべきである」と修正すべきである。自治基本条例が参加のルールとして機能していればいいが機能せず、それぞれの住民の解釈で変わってしまうと、行政も職員によって解釈が異なってしまう。（委員長）
- 「理念的な自治基本条例を修正し」とあるが、修正できるのか疑問がある。（委員）
- 基本条例は理念を記載しているものが多い。例えば、事務局の資料3で、「すみやかに」、「誠実に」という言葉が誤解を招くので、これを修正する意味で捉えている。（委員長）
- 壁に貼るような心構えなら理解できる。この条例を使って、様々な施策を遂行するには難しいのではないか。（委員）
- 理念条例だと内容はどこも一緒になるのか。自治体には人口の差があるので、大都市においては、周知が大変な作業となる。実務的には差が出てくるのではないか。（委員）
- 人口規模で差異がある印象は持たないが、小さな町は行政が身近にあるので、参加の機会を要求する機会が多い。大都会の自治体は住民と行政の距離が遠い。小さな町だと解釈の違いで非効率を招くケースが多いかもしれない。（委員長）

- 住民参画といっても、人口が少ないところは100人に1人程度だとして、大都市だと1万人に1人になると、公平性が変わってくるのではないか。（委員）
- ルールづくりをしている先進事例の自治体はあまりないと以前の会議で話があったが、ルールとかガイドラインを作ることを町民委員会がやっていくことになるのか。（委員）
- 資料2は、調布市を参考にしており、そこでは各事業担当課がガイドラインを参考に住民参画を実施している。今までの3回の議論から、補足資料としてたたき台を出している。（事務局）
- 町民委員会をあと3回開催して、ルールの形を作るのは大変な話ではないか。（委員）
- 町民委員会の役割は、諮問書のとおり、条例が町にふさわしいものかどうかの検討と見直しを行い、行政に答申を出すことが仕事である。この条例に法り事業を執行していくのは行政の仕事であり、行政が条例案を作り、責任を持って議会に上程する。たたき台を出して、町民委員会が意見するところでよいのではないか。（委員長）
- 条例ができて5年経った今、その理念は何だったのか。住民がまちづくりに参画できるようになったのだろうか。住民の声を反映するために、ルールで縛りすぎると動きづらくなる。ある程度は幅を持たせたルールで良いのではないか。様々なケースがある中で、条例の理念をどうやって運用していくのが大事である。例えば、中学校給食については、高い関心を持ってくださっている住民の方もいる。学校ができることは声を聞くことだ。PTAでは検討会を立ち上げ、保護者の声を聞いている。子どもたちも自主的に全校生徒の意見を集めている。様々な意見等をどう運用していくかが課題である。理念の運用の方向性を確認すべきではないか。（委員）
- 学校給食の導入において、いろいろな意見を吸い上げた結果、どうしたらいいかわからなくなり、学校給食を提供することが滞ってしまえば、行政サービスとして問題がある。行政事務の執行が滞らないようにするためにどうしたらいいのか。今までの検証を見る限り、情報の整理をするべきである。理念を変えなくてもよいということでもよろしいか。（委員長）
- いろいろな意見を吸い上げることを生徒が主体的にやっており、見本のような気がする。そのようなケーススタディを行って、マニュアルを暫定的に作れば、具体的なイメージができたかもしれない。（委員）
- それぞれの立場からいろいろな意見が出てきたが、課題は、誰が意見をコーディネートするのかということだ。学校でいうと教育委員会、町だと各担当課ではないか。（委員）
- 例えば、Aさんは教育が大事、Bさんは環境が大事となり、教育と環境のどちらが大事なのかの議論に決着をつけることはできない。そのために議会制民主主義が制定されている。理念としては、住民の声を聞きながら、行政または議会を運営していくことを否定する必要はない。ただし、理念であることから誤解を招いたり、行政の執行に非効率を招いたりする場合は、修正しなければならない。駐輪場の手続きで生じた住民参画の非効率は改善すべきである。また、施設を減らすときの住民参画では、不利益を生じる地域の方を守るためには、方針のレベルから住民参画して声を聞いておかないと、いざ、施設をなくそうとしたときなどは、町民と行政が対立してしまう恐れがある。大磯町の行政は、何でも町民が入った委員会などに決めてもらいたいという姿勢が時より見られる。行政は執行機関なので、議会や町長が決めた決定に従い、サービスを提供していく立場であるから、住民参画が効率的に行われ、住民の声にできる限り沿ったサービスを提供する姿勢で案を作るべきではないか。（委員長）

- 資料1の中間とりまとめを行政に出し、行政が検討を開始し、たたき台らしきものができた次回に、行政側の意見を聞いて、われわれの意見を付して、答申にしていくことが必要ではないか。中間とりまとめは問題ないという内容でよろしいか。（委員長）
- 異議なし。（全員）
- 中間とりまとめの内容を受けて、少し具体性をもった資料2、資料3が提出されているので、ご意見をいただきたい。（委員長）
- 資料2で具体的な運用があるが、自治基本条例と運用ルールの位置づけというか、どのような関連にするのか。規則にするのか。（委員）
- 行政では、条例、規則、要綱などがある。規則を作るには、条文と運用ルールを明確にして内容を研究する必要がある。来年度、町民委員会から答申を受けて、行政が考えることになると思われるが、規則を作ってから度々改正はできない。その前にガイドラインのようなルールを作って、それにあてはめて住民参画をする中で規則が見えてくるかもしれない。（事務局）
- 規則を作るとなると時間がかかる。そのような議論をここですべきなのか。ガイドラインのレベルで落ち着かせたほうがいいのではないか。（委員）
- 自治基本条例の施行規則というものは他の自治体にあるのか。また、理念的な条例に施行規則はあるのか。（副委員長）
- 理念的な基本条例に施行規則はないのではないか。ガイドラインレベルでいいのでは。全国の自治体で、そういう自治体があるかどうか、事務局で調べてほしい（委員長）
- 問題になっているのは、行政が住民参画を事業の間に入れながら進行しなければならないと自治基本条例にあるのだが、何をしたらいいのかというレベルで困惑されている。今日の資料が指針になっていく可能性があるが、詳細に書ける内容ではないのではないか。（副委員長）
- 5年前に条例を制定したとき、住民向けにわかりやすいリーフレットを作っている。これを見直すことがガイドラインにあたるのではないか。資料2を盛り込みながら、理念を具体化し、この5年間で出てきた課題を議論し、そのリーフレットを見直すとガイドラインになっていくのではないか。（委員）
- ガイドラインをもとに住民参画を促していく上で、資料2に「適用除外」があるが、言葉として良くない。住民参画ができないことはわかるが、適用除外という言葉だとすべてはずす解釈にもなる。必ず地域の方に聞かなければならないケースがあるので、書き方は工夫した方がいい。また、軽微な変更や法令や条例の規定でパブリックコメントを義務づけていることは当然のことである。事業を進める中で、専門的知識が必要な場面に専門知識がない町民が参画すると非効率になる恐れがあるが、どこかの段階で地域の意見を吸い上げることは重要になる。専門的知識を要するものでくくってしまうと、住民参画の機会が少なくなる誤解が生じてしまうのではないか。（副委員長）
- 適用除外にするのは行政が判断するのか。不公平ではないか。意図的に判断できてしまうのではないか。（委員）
- 適用除外だと絶対的なものとなり、項目を羅列すると今の誤解が生じてしまう。そこまでの確にルールを定めるのは難しい。様々な事情に応じ、条例を機能させるには、住民参画のルールが必要になる。そこで、中間とりまとめの第1回から第3回の町民委員会のまとめで箇条書きにされている各意見に対して、どのような対応が必要なのか、どのようなルールを想定するの

かというような整理がまず必要ではないか。たたき台としては、方針や事業はどのようなものが対象になるかという整理になるが、適用除外という言葉が出てくるとそんな議論はしたかなと思う。適切ではないという指摘はそのとおり。（委員長）

■今は住民参画が進み、自治基本条例の中に説明責任がある。住民参画もいろいろなパターンがあるが、パブリックコメントは法律上制度化され、住民が意見を出したらそれについて行政がどう対応したか公表しなくてはならない。住民参画しても、参加するだけや意見を言うだけにならない。ただし、意見を採用できないことがあり、代議制民主主義なので最終的には議会や町長で決定する。住民参画をして出た意見をなぜ採用できないのか不信感が湧いてくる場面でもある。意見を集約して議論の過程を聞きとめ最終的に決定するときに、意見をなぜ取り入れられないか公表する。その説明責任と住民参画を入れ込むべきであり、これから整理していくべきである。（副委員長）

■リーフレットを見直すと、条例の理念が書かれている。理念のベースとなるのは、できるだけ多くの町民の意見を反映して町政が動いていることである。これから必要なのは、ガイドラインの中に、パブリックコメント、アンケート、平成目安箱など、意見を出す方法を再度周知することだ。そうして集めた意見を基に行政が調整し、議会が決定することが示されると理念が浸透し、住民参画しているイメージが強くなるのではないか。（委員）

■パブリックコメントは、執行機関の行政が様々な意見をとりまとめると思うが、反対の意見を含めたすべての意見に対する答えを出して公表するのか。（委員）

■町民の個別の意見について、すべて回答するので手間がかかる。意見の数が多いと大変な作業である。住民の関心の高さ次第で意見が多く集まるが、0件も当然ある。意見は、インターネットや郵送でも可能である。平成目安箱も掲示するのか。（委員長）

■掲示する。（事務局）

■資料2に対する意見としては、規則にするかという議論があったが、ガイドラインレベルのルールを定める。このルールを住民に示すことで誤解や非効率を完全ではないが排除できる。また、ルールには、適用除外の言葉ははずし、ワークショップなどのヒアリングでも、住民のまとまった意見に対して、行政の対応を説明する機会を組み込むべきとの意見を頂戴している。（委員長）

■情報提供にはいろいろな媒体があるが、住民参画方法の選択において、行政から町民への一方通行はあるのか。くくりがちがうのではないか。町民参画の方法を詳細に示すより、参画のパターンや説明責任として町民に行政の対応を返すという方針を示すことでいいのではないか。（委員長）

■これから行政が中間とりまとめの意見について協議すると思うが、資料3については、いかがか。われわれの議論を尊重していただければ、中間とりまとめの各回の意見に対して条文の対応内容などを書くときっきりした話になる。例えば、第25条のコメントに「予算措置が～ある」と書かれてしまうと今まで議論した中間とりまとめのどこに対応しているのかわからない。よって、中間とりまとめの各回の意見に対して、行政の説明責任として、こう対応するといったような回答を町民委員会に返すことがわかりやすい。（委員長）

■事業を行う中で、住民からいろいろな声があり、生かせる意見と生かせない意見がある。だから調整機関・決定機関も、再度、明確に示す必要がある。（委員）

- 反映できるものと反映できないものがあるが、住民の意見を行政が責任をもって返すというルールとしてガイドラインを定めるといい。ワークショップなどの住民参画を行って、その後住民に何も返ってこないようなことがくれぐれもないようにしたい。（委員長）
- 住民からの意見が行政に集まって、行政でとりまとめて形にしていくには苦労があるかと思うが、その助けにこの委員会がどのくらいなるのか。（委員）
- 委員会では、条例を運用してきて起こった問題点を行政に返すレベルである。今の議論のように、最高規範と書いてあるので、法的に決まっているものまで変えられるのではないかという誤解が生じないような対応として条例修正案や住民参画のルールについて行政に意見を返していくことでよいのではないか。（委員長）
- 最高規範という言葉が誤解を招くということになれば条例を改正するのか。（委員）
- 修正案まではいかないが、地方自治法、憲法などの他の法令も確認しながら点検する必要はあると考える。町民委員会の会議の中で点検するとなると時間がかかるので、学識経験者と行政職員で点検し、その結果を町民委員会に返すことが必要ではないかと考える。（事務局）
- 行政が修正案を作ると思うが、行政の相談を受けて、中間とりまとめに対応できているかチェックし、この委員会に返すことが妥当ではないか。行政で住民参画のルールや条例改正に対して、学識経験者が相談を受けることにご了承いただければありがたい。その案を町民委員会の皆さんに返し、行政に意見を返す。条例の提案権は行政であり、議会で議論することが自治基本条例にもとづく責務の果たし方である。この委員会が、住民参画のルールの見本となればありがたい。（委員長）

2. その他

- ◎次回は、行政と学識経験者で中間とりまとめの回答の確認の会議を行い、行政の回答案ができたら全体で会議を開催するので適宜連絡する。

以上